

二松學舎大学人文学会会則

第一条 本会は二松學舎大学人文学会と称する。

第二条 本会は事務局を二松學舎大学文学部に置く。

第三条 本会は国語国文学、中国学、比較文学文化を中心に人文学に関する研究・発表の推進並びに会員相互の親睦を計ることを目的とする。

第四条 本会は国語国文学部会、中国学部会、比較文学文化部会及び人文学部会をもって構成する。

第五条 本会は左の事業を行う。
一、年一回の総会並びに年二回以上の研究発表会の開催。

二、年一回以上の講演会の開催。

三、研究機関誌『人文論叢』及びその他の出版物の発行。

四、その他本会の目的を達成するための事業。

第六条 本会の会員は次の三種類とする。

一、通常会員

1、教職員会員

ア、二松學舎大学文学部・同大学院文学研究科の専

任教員。

イ、東アジア学術総合研究所に所属する所員で入会
を希望する者。

ウ、二松學舎大学国際政治経済学部
に所属する教員

で入会を希望する者。

エ、二松學舎大学附属高等学校及び附属沼南高等学
校の教員で入会を希望する者。

オ、学校法人二松學舎の職員で入会を希望する者。

2、一般会員

ア、二松學舎大学文学部、同大学院文学研究科を卒
業または修了したもので入会を希望する者。

イ、二松學舎大学大学院研究生で入会を希望する
者。

ウ、上記以外の者で入会を希望する者。(ただし、入
会に当っては会員による紹介と会長の承認を必
要とする。)

二、学生会員

ア、二松學舎大学大学院文学研究科在籍者。

イ、二松學舎大学文学部在籍者。

第七条 会員は研究発表会、研究機関誌に於いて研究を発表する
ことができ、研究機関誌等の定期刊行物の配布を受ける
ことができる。

第八条 本会には次の役員及び委員を置く。

一、役員

1 会 長 一名

2 運営委員長 一名

3 研究委員長 一名

4 編集委員長 一名

5 監 事 二名

二、委員

1 運営委員 若干名

2 研究委員 若干名

3 編集委員 若干名

4 会計委員 一名

5 学生委員 若干名

第九條 一、会長は二松學舎大学文学部長及び文学研究科長の互選による。

二、役員及び委員は教員会員より選出する。ただし、会長の指名により賛助会員に委嘱することができる。

三、運営委員長は委員の互選により選出する。

四、研究委員及び編集委員は運営委員長を除いた委員より選出する。

五、運営委員は研究委員会及び編集委員会のうちより選出する。

六、会計委員は通常会員より会長がこれを委嘱する。

七、学生委員の選出の方法については別に定める。

第一〇條 一、運営委員会は会長・運営委員長及び運営委員によって構成する。ただし、会計委員を含むことができる。

二、研究委員会は研究委員長及び研究委員によって構成する。

三、編集委員会は編集委員長及び編集委員によって構成する。

第一一條 一、会長は本会を代表して会務を統べる。

二、運営委員会は本会の運営に関する会務を行う。

三、研究委員会は研究発表会、その他の研究に関する業務を行う。

四、編集委員会は本会の研究機関誌等の定期刊行物、その他出版物の編集発行に関する業務を行う。

五、会計委員は本会の会計に関する業務を行う。

六、監事は会計監査を行う。

第一二條 一、役員及び委員の任期は二年とし、重任はさまたげない。ただし、連続して二期をこえることはできない。

二、役員及び委員が欠けた場合はただちに補充しなくてはならない。ただし、その際の任期は残任期間とする。

第一三條 一、本会の総会は、毎年度頭初に開かねばならない。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

二、総会は次の事項について審議し、承認する。

1 当該年度の事業計画及び会計予算。

2 前年度の事業報告及び会計決算報告。

3 役員及び委員の選出と承認。

4 会則の改正。

5 その他本会の運営・組織に関する重要事項。

三、総会の決議は、出席者の過半数を得て成立する。ただし、会則の改正については出席者の三分の二以上の賛同を必要とする。

第四条 会費の額は、年額三〇〇〇円。ただし、学部学生会費は年額二〇〇〇円とし、納入方法は別に定める。

第五条 会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

附 則

一 本会則は昭和五十八年五月二十一日より施行する。

二 本会則は昭和六十一年十一月二十九日より一部改正施行する。

三 本会則は平成三年四月一日より一部改正施行する。

四 本会則は平成八年四月一日より一部改正施行する。

五 本会則は平成九年四月一日より一部改正施行する。

六 本会則は平成十二年七月八日より一部改正施行する。

七 本会則は平成十五年六月二十八日より一部改正施行する。

八 本会則は平成十六年六月十二日より一部改正施行する。

内 規

一、委員の構成 当分の間、二松學舎大学大学院文学研究科国文学専攻から一名、中国学専攻から一名、文学部国文学科から

七名、中国文学科から六名、教職課程から一名、上記以外の

教職員会員からの会長の指名、委嘱により若干名を加えるものとする。

二、学生委員 当分の間、大学院学生からは両専攻から前期各二

名、後期各一名、文学部学生の一・二年生からは若干名、各

ゼミごとに各一名を選出するものとする。

三、年間会費

一、通常会員は、年度ごとに、学生会員は、入学時に卒業・修

二、年間会費

一、通常会員は、年度ごとに、学生会員は、入学時に卒業・修

三 原稿枚数等

了までの会費を一括納入するものとする。

2、一度納入した会費は返還しない。

3、三年以上会費を滞納した者については、本会より除名する。

『二松學舎大学人文論叢』投稿及び執筆要項（内規）

一 投稿資格

1 本会の会員である者。

2 編集委員会が依頼する者。

二 投稿原稿

3 投稿原稿（以下「原稿」と略称）は、未公表の学術論文・小

論文・研究報告（実践教育法など）・資料紹介・翻訳・翻刻

とする。ただし、口頭で発表しこれを初めて論文に纏めたも

のは、未公表と見做す。（調査報告・新資料紹介は、その調

査・資料をふまえた論文であること。翻訳・翻刻は、本人の

研究全体の中での当該翻訳・翻刻の位置付けを明記すること）

なお、投稿原稿にはコピー（副本）二部を添え、現住所・卒

業年度及び現職、あるいは学年・所属を明記すること。

4 投稿原稿は、国語国文学・中国学・比較文学に関するものを

中心とする。ただし、編集委員会から委嘱を受けた場合はそ

の限りではない。

5 投稿原稿は、原則として日本文に限る。ただし、中国学・比

較文学に関するものについては、編集委員長の承認を経て、

該当の原語での寄稿を認める。